

協 定 書

流山都市計画事業木地区一体型特定土地区画整理事業70街区における大規模土地開発構想（以下「本開発構想」という。）について、流山市街づくり条例（平成24年流山市条例第9号）第34条第1項の規定により、近隣住民等（以下「甲」という。）から調停の申立があったことから、甲と大規模土地開発行為者（以下「乙」という。）において、同条第2項の規定に基づき、流山市街づくり委員会において調停を行ったところ、甲及び乙が合意に達したので、本開発構想について次の条項により協定書を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

記

（東側搬出入口の数及び大きさ）

第1条 本開発構想に係る乙が設置する敷地東側部分の搬出入口（以下「神明堀側搬出入口」という。）について、当該区画道路を利用する者の安全性を考慮し、一箇所のみを設置するとともに、神明堀側搬出入口の間口及び神明堀側搬出入口の設置に伴って発生する区画道路の歩道の切り下げ距離の延長については、12m以下とするものとする。但し、本開発構想に係る店舗において業を営む者に変更があった場合については、再度、甲、乙及び流山市で協議し決定するものとする。

（搬出入に係る時間の制限）

第2条 本開発構想に係る全ての店舗からの搬出入は、午後10時から翌午前6時までの間に行わないものとする。また、神明堀側搬出入口については、上記に加え、午前6時30分から午前8時までの間も、搬出入は行わないものとする。

（搬出入口の安全対策）

第3条 乙は、神明堀側搬出入口の安全に係わる整備等について、必要な措置を講ずるものとする。なお、講ずる措置については、甲、乙及

び流山市の協議を経て決定するものとする。

（交通誘導員の配置）

第4条 神明堀側搬出入口については、平日の午後2時から午後6時の間は、交通誘導員1名を配置するものとする。なお、店舗開業後の交通誘導員を配置する日時及び人数の変更等については、甲乙の間で協議できるものとする。

（協議に係る準備）

第5条 甲及び乙は、いずれかから申出があった場合には、速やかに協議を行うことができるように、双方の代表者等を、互いに明らかにするとともに、協議が可能な体制をあらかじめ整えるものとする。

（相互協力）

第6条 甲及び乙は、本開発構想における店舗開業による交通状況を調査及び把握し、信号機の設置及び環境整備等の方策を甲乙の間で協議するとともに、相互に協力して流山市等の関係機関に働きかけを行うものとする。

附 則

（甲の地区街づくり組織化）

第5条の協議に係る準備について、街づくり委員会としては、甲に対して、任意の住民組織では協議を行うための当事者として曖昧であることから、流山市街づくり条例第10条の規定による「地区街づくり組織」として流山市の認定を受けることを推奨する。

この協定の締結の証として本書3通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 近隣住民等
住所
氏名 印

乙 大規模土地開発行為者
住所
氏名 印

住所
氏名 印

甲と乙の協定が締結されたことを証明する。

平成 年 月 日

流山市街づくり委員会
住所 千葉県流山市平和台1丁目1番地1
氏名 流山市街づくり委員会
委員長 北原 理雄 印